平成２３年（フ）第４０９号
宮崎市大工３丁目142番地３
破産者　有限会社彩冬
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３３３号
福岡市東区香椎駅前１丁目８番20号
破産者　株式会社美和技建
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４５号
最後の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋579番地５
破産者　美容総合オカギこと　亡岡木登相続財産
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５３号
福岡県朝倉市杷木志波４番地の１
破産者　有限会社原鶴温泉泉屋旅館
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２２号
福岡県筑紫野市大字永岡1021番地２
破産者　株式会社宮崎建設
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２号
茨城県水戸市宮町１丁目４番４号
破産者　株式会社鈴木屋
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
栃木県下野市下長田312番地１
破産者　有限会社日栄製作所
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６号
栃木県下野市下古山３丁目７番地９
破産者　木村　洋一
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７号
栃木県下野市下古山３丁目７番地９
破産者　亡木村恵美子相続財産
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８４号
栃木県日光市湯西川597番地
破産者　有限会社平成ビル管理
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０６号
栃木県宇都宮市滝の原２丁目３番８号　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ滝の原401、前住所栃木県宇都宮市石井町1590番地
破産者　髙松　久已
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４４号
栃木県宇都宮市石井町1590番地
破産者　有限会社髙己工務店
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９６号
栃木県宇都宮市御幸町185番地　渡清ハイツ107
破産者　市川　都子
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３３号
東京都町田市図師町604番地４
破産者　株式会社都市住研
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０３４号
東京都町田市図師町624番地19、開始決定時の住所東京都町田市上小山田町2915番地１フォーチュネイト２　101
破産者　北村　文夫
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５６号
三重県津市河芸町千里ヶ丘73番地４　Ｒ６－203
破産者　伊藤　健治
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９７号
広島県福山市駅家町大字万能倉82番地の２
破産者　有限会社高橋工業
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４０２号
広島県福山市沖野上町５丁目１番１号
破産者　株式会社イヨー設計コンサルタント（旧商号葦陽設計株式会社）
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２３５２号
福岡市中央区大名１丁目２番６―701号
破産者　有限会社ディー・エイ・ディー
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８１号
長崎県長崎市田中町1310番２、商業登記簿上の本店所在地長崎県長崎市宿町69番地３
破産者　有限会社卸シンセイ
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
福島市方木田字前白家８番地の１
破産者　有限会社美喜工業
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８０号
東京都小金井市本町２丁目20番18号
破産者　株式会社レルム
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部